

日程第1 議案第1号

一般財団法人南部振興会理事及び監事候補者の推薦について

本会定時評議員会の終結時をもって理事5名及び監事2名が任期満了となりますので、理事（5人）及び監事（2人）候補者の選任を行う。

【理事候補者】

氏名	職名	備考
宮 里 哲	座間味村長	
新 垣 安 弘	八重瀬町長	
赤 嶺 正 之	南風原町長	
山 川 仁	豊見城市長	
宮 城 光 正	北大東村長	

[任期 評議員会で選任された日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで]

【監事候補者】

氏名	職名	備考
喜屋武 一 彦	与那原町議会議長	
石 垣 安 秀	沖縄県町村議会議長会前事務局長	

[任期 評議員会で選任された日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで]

令和4年4月21日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

【現理事及び監事】

氏名	職名	備考(就任年月日)
宮 里 哲	座間味村長	代表理事 (R2.7.2)
新 垣 安 弘	八重瀬町長	業務執行理事 (R2.5.26)
赤 嶺 正 之	南風原町長	理事 (R2.5.26)
山 川 仁	豊見城市長	理事 (R2.7.2)
宮 城 光 正	北大東村長	理事 (R2.5.26)
宮 城 清 政	南風原町議会議長	監事 (H30.5.31)
石 垣 安 秀	沖縄県町村議会議長会前事務局長	監事 (H30.5.31)

[参考 一般財団法人南部振興会 (定款) 抜粋]

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

日程第2 議案第2号

一般財団法人南部振興会評議員候補者の推薦について

本会評議員会の終結時をもって評議員5名が任期満了となりますので、新評議員候補者の選任を行う。

【新評議員候補者】

氏名	職名	備考
古堅 國雄	前与那原町長	
小嶺 安雄	元渡嘉敷村長	
知念 良光	元与那原町議会議長	
山城 馨	元南城市教育委員会教育長	
城間 俊安	前南風原町長	

[任期 評議員会で選任された日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで]

令和4年4月21日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

【現評議員】

氏名	職名	備考(就任年月日)
屋 亘 由章	元大里村長	評議員会会長 (H30.5.31)
古堅 國雄	前与那原町長	(R3.5.18)
小嶺 安雄	前渡嘉敷村長	(H30.5.31)
知念 良光	元与那原町議会議長	(H30.5.31)
山城 馨	元南城市教育委員会教育長	(H30.5.31)

[参考 一般財団法人南部振興会（定款） 抜粋]

（評議員の選任及び解任）

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を越えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内親族

ロ 当該評議員と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

日程第3 選任第1号

一般財団法人南部振興会奨学生選考委員の選任について

本会の奨学生選考委員会委員が、令和4年3月31日を以て任期満了に伴い、一般財団法人南部振興会奨学生選考委員会規程第3条第2項の規定に基づきその選任を行います。

[次期選考委員]

	氏名 (職名)
選考委員	喜屋武 一彦 (南部地区市町村議会議長会会長)
	幸地 政行 (島尻市町村教育長会会長)
	仲村渠 苗子 (南部地区女性連合会会長)
	杉本 龍 (島尻地区PTA連合会会長)
	神里 一吉 (島尻教育事務所所長)

[任期 選任された日～令和6年3月31日]

令和4年4月21日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

[前選考委員]

	氏名 (職名)
選考委員	喜屋武 一彦 (南部地区市町村議会議長会会長)
	幸地 政行 (島尻市町村教育長会会長)
	仲村渠 苗子 (南部地区女性連合会会長)
	杉本 龍 (島尻地区PTA連合会会長)
	玉榮 恒雄 (島尻教育事務所所長)

[参考 一般財団法人南部振興会奨学生選考委員会規程 抜粋]

第3条 選考委員会の委員は、7名をもって組織する。

2 委員は、一般財団法人南部振興会の正副理事長並びに理事会の推薦による者5名の委員をもってあてる。

第4条 選考委員会の委員（正副理事長を除く）の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

日程第4 選任第2号

一般財団法人南部振興会表彰選考審査委員の選任について

本会の表彰選考審査委員会の学識経験者審査委員（3名）が、令和4年3月31日を以て任期満了に伴い、一般財団法人南部振興会表彰規程第7条第3項の規定に基づき、学識経験者審査委員の選任を行います。

[次期委員 学識経験者]

職名	氏名
審査委員	知念 良光（元南部地区市町村議会議長会会長）
	山城 馨（元南城市教育委員会教育長）
	古堅 國雄（元南部振興会副理事長）

[任期 理事会で選任された日から令和6年3月31日]

令和4年4月21日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

[前委員 学識経験者]

職名	氏名
審査委員	屋宜 由章（元南部市町村会会長）
	古堅 國雄（元南部振興会副理事長）
	知念 良光（元南部地区市町村議会議長会会長）

[参考 一般財団法人南部振興会表彰規程 抜粋]

第7条 本会理事長は、被表彰者の審査を行うために、選考審査委員会（以下「審査会」という。）を設置しなければならない。

3 審査会は、南部振興会理事、並びに学識経験者若干名をもって組織する。ただし、学識経験者審査委員は、本会理事会の承認を経て理事長がこれを委属する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

日程第5 協議第1号

沖縄南部地域の安全・安心の道づくり促進に関する要請について

『命と暮らしを守る道づくり全国大会』への参加と併せて別添のとおり関係3団体連名により関係省庁並びに国会議員等に対し、下記及び別添要請書のとおり要請を行いたいのでご協議願いたい。

要請書（案） [別添参照]

要請書のとおり決定

令和4年4月21日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

1. 日程

年月日	時間	行 程	備考
R4 5/18 (水)	13:00 13:40	第43回道路整備促進期成同盟会全国協議会 「通常総会」 「命と暮らしを守る道づくり全国大会」 於：砂防会館別館 シェーンバツハ・サボー 大会終了後、要請活動（内閣府及び国会議員等）	
5/19 (木)		帰任 那覇着 解散	

2. 参加予定者

南城市長、八重瀬町長

3. 参加旅費：県道路関係団体及び南部道路関係団体負担

令和4年5月18日

様

南 部 市 町 村 会
会 長 宮 里 哲

一般財団法人南部振興会
理事長 宮 里 哲

~~島尻地域振興開発推進協議会
会 長 瑞慶覧 長 敏~~

南部東道路整備促進期成会
会 長 瑞慶覧 長 敏
古 謝 景 春

沖縄南部地域の命と暮らしを守る道づくり促進に関する要請

平素、沖縄県南部地域の道路網の整備促進に鋭意御努力いただいておりますことに対し、深く感謝と敬意を表するものであります。

さて、沖縄南部地域の命と暮らしを守る道づくりと観光振興など経済活動の活性化を促進するため、その基盤である道路網の早期整備が望まれており、次の事項の実現方について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

一、那覇空港自動車道（小禄道路）の整備推進について

那覇空港自動車道は、那覇空港と沖縄自動車道を結び、南部地域における主要幹線道路として、当該地域の交通渋滞の緩和をはじめ、利便性の向上、産業振興の発展に寄与するとともに、沖縄本島における陸上交通の骨格軸を形成し、沖縄本島内の各拠点間の定時性・速達性を確保するとともに、観光振興にも大いに貢献するものと期待を致しております。

これまでにも、南風原道路並びに豊見城東道路が、全線4車線開通し、地域の利便性向上、産業の発展に大きく寄与しているところですが、近年、当該地域の開発が目覚ましく、交通渋滞の緩和、さらなる地域の振興、発展の為には、那覇空港へ接続する小禄道路の早期整備が、重要かつ不可欠となっております。

つきましては、引き続き小禄道路の整備を推進していただきたい。

一、沖縄西海岸道路(那覇北道路)の整備推進について

沖縄西海岸道路は、那覇港などの物流拠点と沖縄本島西海岸の各拠点を連絡し、物流の効率化、産業振興を図るとともに、国道58号をはじめとする西海岸地域の交通渋滞緩和、さらには、那覇空港へのアクセス性向上による沖縄県の観光振興を支援する道路として、大きく期待されております。

これまでも、豊見城・糸満道路をはじめ、那覇西道路、浦添北道路などが開通し、地域の渋滞緩和、産業振興へ寄与しているところではありますが、さらなる物流の効率化、産業振興を図るためには、県内最大の物流拠点となっている那覇港周辺部において、現在事業中の那覇北道路の早期整備が必要不可欠であります。

つきましては、那覇北道路の整備促進を図るとともに、那覇新都心地区から那覇北道路へアクセスする上之屋道路の早期供用に向け整備を推進していただきたい。

一、高規格道路・南部東道路の整備促進について

南部東道路は、沖縄本島南部の東地域の世界遺産「斎場御嶽」、神々の島「久高島」等、多くの観光拠点を有する南城市から那覇空港自動車道に繋がる高規格道路で、県都那覇市や那覇空港さらに、中・北部地域へのアクセス性向上が図れるとともに、時間距離の短縮や定時・定速性が確保され、観光産業や各種物流面の利便性の向上、経済活動の活性化等、南部圏域の振興を支援する重要な道路であります。

また、令和3年3月には、一部区間が供用開始されたところであるが那覇空港自動車道への接続も含め、今後なお一層、供用に向け整備を促進していただきたい。

つきましては、佐敷つきしろ地区以東への延伸実現に向け、引き続きご配慮いただきたい。

一、国道329号与那原バイパス・南風原バイパス・西原バイパスの整備推進について

国道329号は、沖縄本島南部地域の東海岸と県都那覇市を結ぶ主要幹線道路ですが、近年当該地域の発展、人口の増加もあり、慢性的な渋滞が生じており、令和4年3月には、与那原バイパス~~バイパスの一部区間~~の全区間で暫定供用が開始されたところであるが、今後、~~令和3年度以降に大型MICE施設の整備供用も予定されており、~~いるものの、~~慢性的な渋滞のため、~~那覇空港から大型MICE施設への更なるアクセスが必要不可欠危惧されているところです。

当該バイパスの開通は、南部地域の東西を結ぶ大動脈として、東海岸地域の交通渋滞の緩和はもとより、地域の活性化を図り、沖縄県の均衡ある発展に寄与する道路として、大きく期待されております。

つきましては、南部地域の幹線道路網を形成するとともに、沖縄の玄関口である那覇空港や県都那覇市へのアクセスルートとなる与那原バイパス、南風原バイパスの完成整備を推進していただきたい。

また、西原バイパスについては、~~今年度より事業着手頂いたところですが、~~南部地域と東海岸の中北部地域間の交通円滑化を図るため、~~西原バイパスの~~早期整備を推進していただきたい。

一、国道331号（知念字具志堅～山里）の改良について

南城市内の国道331号は、世界遺産である斎場御獄やおきなわワールドなど、南部一帯を観光するレンタカーや観光バスの利用者が年々増えている状況にあります。

しかしながら、当区間の路線（知念字具志堅～山里）においては、急カーブが連続する区間で、車両同士の接触事故、転倒や若者が運転するバイクがカーブを曲がりきれずに崖下へ転落する人身事故も発生しております。

つきましては、交通安全の確保を図る観点から線形改良やバイパスの整備等が必要であり、早期に整備していただきたい。

一、国道507号（八重瀬道路及び仲井真津嘉山線）整備推進について

国道507号は、八重瀬町の島尻教育事務所付近までの区間は都市計画道路として決定し、整備事業が推進され、津嘉山バイパスについては、平成26年4月に全線供用され、八重瀬道路（東風平から具志頭までの区間）については、令和6年の完成供用を目指しているとのことであるが、東風平地内の国道507号と県道77号線との交差点は、交通量が多く、朝夕問わず渋滞しているため歩行者の安全性確保と無電柱化及び自転車道路の整備を含めた早期整備が必要であります。

また、国道507号仲井真津嘉山線は、平成5年に都市計画が決定したが、一部区間（津嘉山自動車学校前から那覇糸満線までの区間）においては、未だ事業決定がなされておらず、直近の道路交通センサス（H27）においても22,420台/日と非常に交通量が多く、交通渋滞が発生している状況にあり早期事業化を図る必要があります。

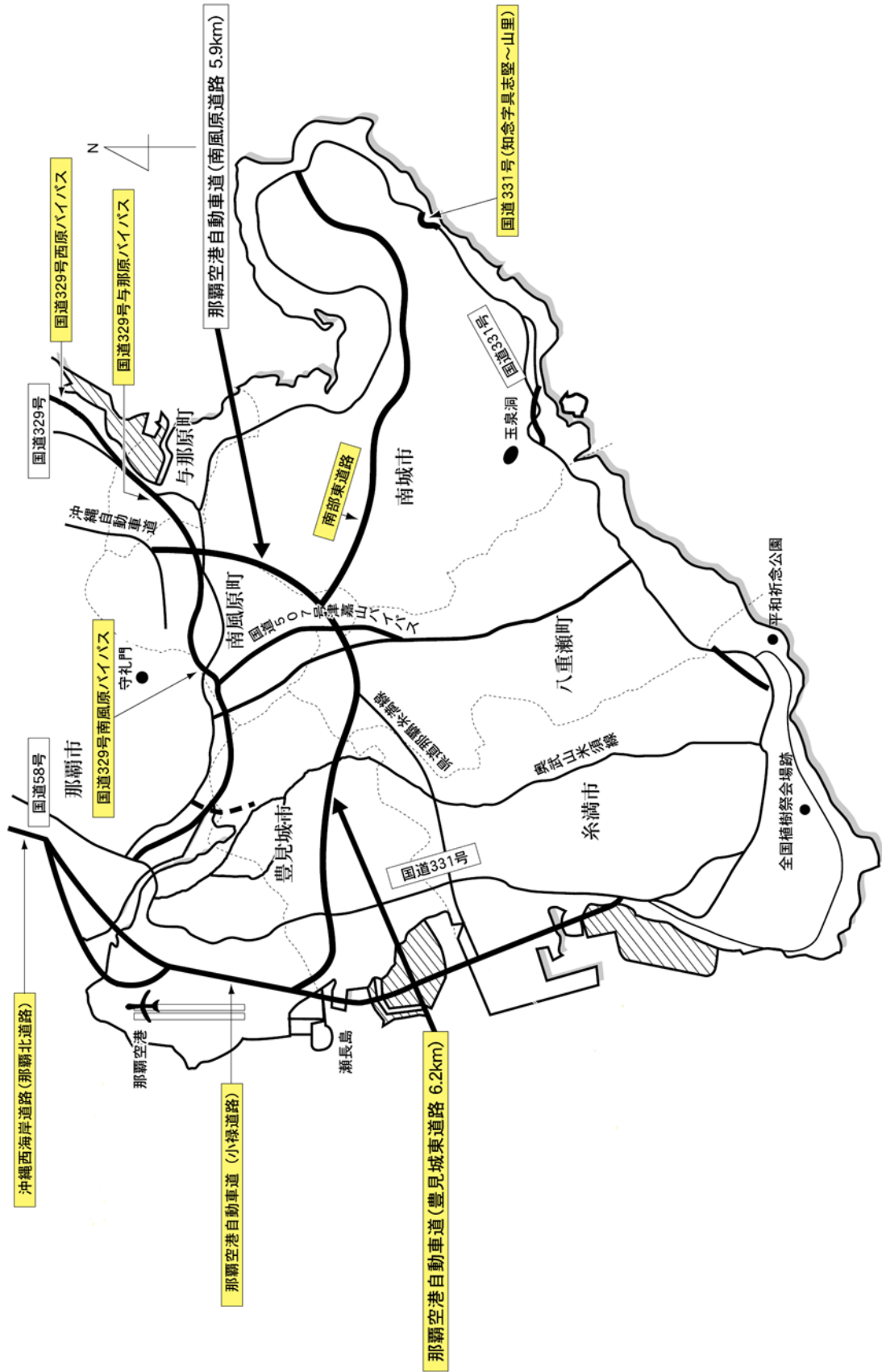
一、防災・減災、国土強靱化について

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を強力かつ計画的に推進するため、必要な予算・財源を安定的に確保していただきたい。

一、災害時等の対応における体制強化

頻発化する大規模自然災害の脅威・危機への対応や沖縄振興に資するため、沖縄総合事務局の体制の充実・強化をしていただきたい。

南部地域内道路網整備計画(構想)図



日程第6 議案第3号

南部会館跡地の賃貸借契約について

南部会館跡地は、駐車場として沖縄看護大学学生会との賃貸借契約を行っていましたが、令和4年4月末をもって賃貸借契約を終了し、令和4年6月より新たに兵庫県芦屋市のI & H株式会社（阪神調剤グループ）と土地の賃貸借契約を行いたいので、ご審議願いたい。

（賃貸借契約書（案）：添付のとおり）

賃貸借（仮契約）の予約契約書のとおり決定

令和4年4月21日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

土地賃貸借（仮契約）の予約契約書（案）

一般財団法人南部振興会（以下「甲」という。）とI & H株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり土地賃貸借予約契約を締結する。

第1条（賃貸借の予約合意）

甲乙は、甲所有の下記に表示する土地（以下「本件土地」という。）の賃貸借の仮契約（以下「仮契約」という。）の予約契約（以下「本予約契約」という。）について、次条以下に定めるとおり合意する。

記

【本件土地の表示】

登記簿上の所在：沖縄県那覇市与儀一丁目

登記簿上の地番：585番22

登記簿上の地目：宅地

登記簿上の地積：881.09㎡

第2条（賃貸借仮契約の締結）

本予約契約に関する予約完結権は乙のみが有するものとし、乙が予約完結権を行使したときは、甲乙間に、第3条から第12条の内容を契約条件として本予約契約に基づく仮契約が成立するものとする。なお、予約完結権の行使期限は、●●年●●月●●日まで（以下「予約完結権行使期限」という。）とする。なお、甲乙は、乙が本件土地上に建設予定の下記建物を完成させ、同建物において、甲又はその関係会社により調剤薬局事業が開始する際には、当該事業開始月に、仮契約を終了させると同時に、本件土地に関する賃貸借の本契約（以下「本契約」という。）を開始させるものとする（本契約に関する諸条件については、本契約開始時まで、甲乙間で協議及び合意の上、決定するものとする）。

記

建物の名称（仮称）	与儀医療モール
主たる用途（予定）	調剤薬局の開局及び診療所若しくはクリニックの開設又はカフェの開店等
規模（予定）	地上2階建て
構造（予定）	鉄筋コンクリート造
建築面積（予定）	448.00㎡（135.52坪）
延床面積（予定）	896.00㎡（271.04坪）
容積対象床面積（予定）	761.31㎡（230.30坪）

第3条（使用目的）

- 1 本件土地の使用目的は、調剤薬局店舗、病院、診療所、クリニック、カフェ等に供するための建物並びにその付随施設を所有すること及びこれに付随する駐車場等として使用することとする。
- 2 乙は、甲の承諾を得ることなく本件土地を前項の目的以外の用途に供してはならないものとする。

第4条（仮契約の期間）

仮契約における賃貸借期間は、予約完結権の行使日から2年間とする。またその期間は甲乙の協議によって延長することができる。なお、本条の定めにかかわらず、第2条で定めるとおり、本契約が開始する場合には、本契約の開始時に、仮契約は終了するものとする。

第5条（賃料）

仮契約における賃料は、月額金200,000円とする。ただし、仮契約締結までに、租税公課の増減その他経済状況の著しい変動があった場合は、甲乙協議の上で改定することができるものとする。

第6条（敷金）

仮契約に関して、敷金は設定しないものとする。

第7条（中途解約）

- 1 乙は、契約期間中といえども、6か月前に甲に対して、書面により予告することで、仮契約を解約することができる。ただし、通知に代えて、賃料の6か月分相当額を支払うことにより即時に解約することができる。
- 2 乙は、前項の通知に必要な期間が確保できない場合、その不足する期間の賃料相当額を甲に支払うことによりその期間を短縮することができる。

第8条（契約の解除）

- 1 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告した上、仮契約を解除することができる。
 - (1) 第3条に違反し、本件土地を使用したとき。
 - (2) 第5条の賃料、その他甲に対する金銭債務の履行を3ヶ月以上遅滞したとき
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告を要することなく直ちに仮契約を解除することができる。
 - (1) その他仮契約の各条項に違反し、甲の催告にもかかわらず相当期間内に是正しないとき
 - (2) その他乙に仮契約を継続し難い重大な背信行為があったとき。

第9条（不可抗力）

- 1 甲及び乙のいずれの責めにも帰することのできない天災地変の不可抗力によって、本件土地が使用不能となった場合、仮契約は終了するものとする。
- 2 前項の場合には、甲乙相互に一切の損害賠償の請求をしない。

第10条（明渡し及び原状回復）

- 1 乙は仮契約が終了し、本契約が成立しないときは、速やかに本件土地を原状に復した上で返還する。
- 2 前項に基づく原状回復の詳細については、甲と乙で別途協議して定める。
- 3 乙が第1項の義務を履行しないときには、甲は、乙の費用負担で、本件土地を原状に復することができる。
- 4 乙が、仮契約終了後速やかに本件土地を明け渡さないときは、明渡し完了に至るまで、1ヶ月につき第5条に規定された最終賃料相当額の金員を違約金として甲に支払うものとする。

第11条（その他の条件）

甲乙は、仮契約に関する事項で、本予約契約に定めがない事項については誠意をもって協議し、両者の合意により決定するものとする。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自らが、以下の各号の一に定める者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを、相手方に対して表明し、これを保証する。
 - (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、その他集团的又は常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれら団体に属している者、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者。
 - (2) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者
 - (3) 前各号の団体に類する団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者。
 - (4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第2項に定義する風俗営業、その他これらに類する業を営む者。
 - (5) 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行い又は行っている疑いのある者又はこれらの者と取引のある者。
 - (6) 「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者又はこれらに類する者。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行なってはならな

い。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前2項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、又、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本予約契約及び仮契約を解除することができるものとする。

4 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

第13条（権利義務等の譲渡等禁止）

乙は、本予約契約又は仮契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又はこれを担保に供する等一切の処分を行なうことはできないものとする。

第14条（権利行使期間の経過後の甲乙の権利義務）

乙は、その理由の如何を問わず、第2条に定める予約完結権行使期限までに予約完結権を行使しない場合、予約完結権は消滅するものとし、また、甲及び乙は、予約完結権が行使されなかったことに関し、相手方に対して損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。

第15条（協議）

甲及び乙は、本予約契約に定めがない事項及び、本予約契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第16条（合意管轄）

甲乙間の、本予約契約及び仮契約上直接または間接的に生じた一切の紛争については、被告の主たる事務所又は本店所在地を管轄する地方裁判所を以って第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本予約契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（貸貸人）

主たる事務所：沖縄県那覇市旭町116番地37

名 称：一般財団法人南部振興会

代表理事 宮里 哲 印

乙（賃借人）

本店所在地：兵庫県芦屋市大榎町1番18号

社 名：I & H株式会社

代表取締役 岩崎 裕昭 印

土地賃貸借契約書（本契約）（案）

一般財団法人南部振興会（以下「甲」という。）とI & H株式会社（以下「乙」という。）は、下記表示の土地（以下「本件土地」という。）につき、令和4年●月●日付「土地賃貸借予約契約書」における仮契約を終了させ、次のとおり賃貸借の本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

〔物件の表示〕

登記簿上の所在：沖縄県那覇市与儀一丁目

登記簿上の地番：585番22

登記簿上の地目：宅地

登記簿上の地積：881.09㎡

（総則）

第1条 甲は、乙に対して、本件土地を次条以下の定めで賃貸し、乙はこれを借り受け、賃料を支払う。

2 甲乙は、本契約の賃貸借期間の開始日の前日をもって、仮契約を終了させるものとする。

（用途）

第2条 乙は、本件土地を、調剤薬局、病院、診療所、クリニック、カフェ等に供するための建物並びにその付随施設を所有すること及びこれに付随する駐車場等として使用することを目的として賃借するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

（賃貸借契約期間）

第3条 本契約の期間は、●年●月●日から●年●月●日までの●【30年以上の期間を定める必要がございます。なお、30年未満の契約をご希望の場合は、公正証書による契約締結が必要でございます。】年間とする。

（賃料）

第4条 月額賃料は、金●500,000円とする。

2 乙は、毎月末日までに、翌月分の賃料を、下記口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、乙の負担とする。

記

銀行名	●
支店名	●
口座種別	●
口座番号	●
口座名義人	●

3 月の途中で本契約が終了した場合は、その日が属する月の日数で賃料を日割計算する。

（賃料の改定）

第5条 前条の賃料が、土地に対する租税その他の公課の増減により、土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土地の地代等に比較して不相当となったときは、甲及び乙は、協議の上、これを改定することができる。

（敷金）

第6条 乙は、甲に対して、本契約にかかる自己の債務の履行を担保するため、敷金●円を預託するものとする。なお、敷金には利息を付さない。

- 2 乙に賃料不払等その他本契約に基づく債務の不履行がある場合、甲は、何らの通知、催告なしに敷金の一部又は全部をこれらに充当することができる。
- 3 乙は、本契約の期間中、敷金をもって、賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することはできないものとする。
- 4 本契約が終了し、乙が本件土地を明け渡した時は、甲は乙に対し、乙の甲に対する一切の債務を精算した後、速やかに敷金の残金を返還するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第7条 甲及び乙は、本契約上の地位又は本契約から生じた権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(中途解約)

- 第8条 乙は、契約期間中といえども、6か月前に甲に対して、書面により予告することで、本契約を解約することができる。ただし、通知に代えて、賃料の6か月分相当額を支払うことにより即時に解約することができる。
- 2 乙は、前項の通知に必要な期間が確保できない場合、その不足する期間の賃料相当額を甲に支払うことによりその期間を短縮することができる。

(契約解除)

- 第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告した上、本契約を解除することができる。
- (1) 第2条に違反し、本件土地を使用したとき。
 - (2) 第4条の賃料、その他甲に対する金銭債務の履行を3ヶ月以上遅滞したとき
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 第7条に違反して、本件土地の賃借権を譲渡又は本件土地を転貸したとき
 - (2) その他本契約の各条項に違反し、甲の催告にもかかわらず相当期間内に是正しないとき
 - (3) その他乙に本契約を継続し難い重大な背信行為があったとき。

(契約の終了)

- 第10条 甲及び乙のいずれの責めにも帰することのできない天災地変の不可抗力によって、本件土地が使用不能となった場合、本契約は終了するものとする。
- 2 前項の場合には、甲乙相互に一切の損害賠償の請求をしない。

(明け渡しおよび原状回復)

- 第11条 乙は本契約が終了したときは、速やかに本件土地を原状に復した上で返還する。
- 2 前項に基づく原状回復の詳細については、甲と乙で別途協議して定める。
 - 3 乙が第1項の義務を履行しないときには、甲は、乙の費用負担で、本件土地を原状に復することができる。
 - 4 乙が、本契約終了後速やかに本件土地を明け渡さないときは、明渡し完了に至るまで、1ヶ月につき第4条に規定された最終賃料相当額の金員を違約金として甲に支払うものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第12条 甲及び乙は、自らが、以下の各号の一に定める者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを、相手方に対して表明し、これを保証する。
- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、その他集团的又は常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれら団体に属している者、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者。
 - (2) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者。

- (3) 前各号の団体に類する団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者。
- (4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第2項に定義する風俗営業、その他これらに類する業を営む者。
- (5) 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行い又は行っている疑いのある者又はこれらの者と取引のある者。
- (6) 「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者又はこれらに類する者。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前2項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、又、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

4 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関する一切の裁判手続きについては、被告の主たる事務所又は本店所在地を管轄する地方裁判所を以って第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規定外事項)

第14条 本契約の各事項の解釈又はその運用につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、民法その他の関係法令、慣習に従い、甲乙協議の上誠意をもって解決する。

以上のとおり契約が成立したので、本書を2通作成し、甲乙各署名捺印の上、各1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

甲 (貸貸人)

主たる事務所：沖縄県那覇市旭町1-1-6番地37

名 称：一般財団法人南部振興会

代表理事 宮里 哲 印

乙 (賃借人)

本店所在地：兵庫県芦屋市大榎町1番18号

社 名：I & H株式会社

代表取締役 岩崎 裕昭 印

日程第7 議案第4号

定時評議員会の招集について

一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律第38条第2項及び第181条第1項の規程により理事会決議のうえ定時評議員会を開催したいので、ご審議願いたい。

定時評議員会の開催予定日時（案）

日時 : 令和4年5月18日（水）午後4時
場所 : 自治会館 3階 特別会議室

目的 : 1. 令和3年度事業報告並びに収支決算の承認について
2. 一般財団法人南部振興会評議員及び評議員会会長の選任について
3. 一般財団法人南部振興会理事及び監事の選任について
4. その他

決定

令和4年4月21日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

（評議員会の招集の決定）

第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 評議員会の日時及び場所
 - 二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 2** 前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

5. 報告

その他

1. 第2回理事会について

日時：令和4年5月18日（水）午後2時

場所：自治会館 3階 特別会議室

- 議題：1. 令和3年度事業報告について
2. 令和3年度収支決算の承認及び監査報告について
3. 令和4年度一般財団法人南部振興会奨学生について
4. その他

了承

2. 第3回理事会(役員登記に関する)について

日時：令和4年6月1日（金）13時30分

場所：自治会館 3階 特別会議室

- 議題：1. 正副理事長の選任について
2. 令和4年度一般財団法人南部振興会補正予算（第1号）について

了承

3. 南部東道路推進協議会会則改正について

改正案のとおり

南部東道路整備促進期成会規約改正（案）

（名 称）

第1条 この会は南部東道路整備促進期成会（以下「期成会」という）と称する。

（組 織）

第2条 期成会の会員は、南城市、南風原町の市町長、議会議長、商工会長をもって構成する。

（目 的）

第3条 この期成会は、南部東道路（南風原町～南城市間）の整備を協力を促進することを目的とする。

（事 業）

第4条 期成会は目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 南部東道路の整備促進に関する活動
- 2 関係機関に関する陳情活動
- 3 その他整備促進に関する必要な事項

（正副会長の選任）

第5条 会長に南城市長、副会長に南風原町長を充てる。

（事務局）

第6条 期成会の事務局は、南部振興会に置く。

（経 費）

第7条 期成会の経費は、~~島尻地域振興開発推進協議会の予算をもって充てる。~~必要に応じて定める。

（雑 則）

第8条 この規約に定めるもののほか、期成会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成5年3月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年 月 日から施行する。

4. 南部地区農業用廃プラスチックリサイクルセンター収集運搬業の許可申請手続き等について

南部地区農業用廃プラスチックリサイクルセンターの令和4年度以降5カ年間の事業継続に向け、同センターより、沖縄県環境部環境整備課への集収運搬業の許可申請にあたり、南部振興会の名義使用許可願いについて、ご審議願いたい。

1. 条件なしにて、許可する。

2. 下記の条件を付して、許可する。

- ・令和3年度末において、国・県への補助金返還期限が切れた事から、農業用廃プラスチックの適正な処理を行って行くために、同センターを令和6年度以内に、適正な団体等への移行を進め運営を引き継ぐ。

条件を付して、許可する。

[参考資料]

経緯

農業の振興発展を図る視点から南部地域における農業用廃プラスチックを適正な処理を図り、環境保全型農業を確立する事を目的に、平成6年3月に、那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、南風原町、与那原町の7市町の市町、農協と経済連、ビニール製造販売業者等を構成員とする南部地区農業用廃プラスチック適正処理対策協議会（現在の南部地区農業用プラスチックリサイクルセンター運営協議会の前身）が設置され、設立当初は、事務局を経済連南部支所に設置された。

平成12年度には、沖縄農業基盤確立農業構造改善事業（総事業費3億4,869万9千円内土地購入費7,117万円）を導入、その後、農協側での事務局を担当することが困難である理由から、事務局を南部振興会に移すことの要請を受け、平成14年度には、油化還元装置の稼働が開始されたが、平成23年度には、廃プラ処理費が、民間事業者委託料（50円/kg）に比較して、2～3倍に近い処理費が掛かるため採算性等により油化還元装置の休止状態となり、平成24年度より農業用プラスチックの受け入れを、民間の処分業者と連携し収集運搬業（積替・保管）に切替え平成26年7月産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し事業の継続を行っている。

平成23年と平成26年には、設立当初の事業主体であるJAおきなわへ事務局を戻す事について、打診を行ったが、諸事情から厳しいとの回答があった。

現状

民間の処分業者と連携し収集運搬業を行っている。センター運営費については、市町、JAおきなわ、事業者の負担金及び処理費を合わせ、南部地区農業用プラスチックリサイクルセンター運営協議会にて運営を行っている。

糸満市西崎4丁目3番2にある施設（土地838坪・建屋3棟149坪）の名義は、南部振興会となっているが、業務運営、経営等への関与はなく名義貸しの状況である。

課題

同センターの設備は、供用開始から20年が経過し経年劣化が激しく継続していくためには、5年以内に、新たな維持管理費が必要となること。

令和3年には、施設の耐用年数20年の満期を迎える年（補助事業の財産処分の制限が適用除外となる年）であることから、今後のセンターのあり方について、令和3年度内には、同センター運営状況を勘案し、今後の方向性を示す節目の年となる。



南振農プラ第 42 号
令和 4 年 3 月 2 日

南部振興会
理事長 宮里哲 殿

南部地区農業用プラスチック
リサイクルセンター運営協議会
会長 屋比久 吉信



産業廃棄物収集運搬業許可申請について

平素は、農業用廃プラスチックの適正処理に関し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当センター運営協議会においては、農業用廃プラ回収事業を当面継続するため、みだしの許可申請を行うこととしました。

ついては、当センター運営協議会は権利能力のない任意団体であることから施設所有者であり設立団体である南部振興会の名義で申請をしていただくようお願いを中し上げる次第であります。

なお、申請に関する手続き・費用については当センターが負担し、南部振興会に極力迷惑をかけないことを中し添え、ご協力をお願いするものであります。

供 覧	事務局長	総務振興 課長	主幹兼 振興係長	主幹兼 総務係長	主幹兼財務・ 会計係長	社会福祉 係長	主事